# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年8月

笠 間 市

# 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの農業経営の指標······	5
第3	農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・・・・・・・・・1	3
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・・・1	4
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・1	5
第 6	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	C

#### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 笠間市は、茨城県中央部に位置し、都心まで約100km、茨城県のほぼ中央に位置し、 東西約19km、南北約20km、総面積240.40kmを有しており、北部は城里町、栃木 県茂木町、西部は桜川市、東部は水戸市、茨城町、南部は石岡市、小美玉市に隣接してい る。

地勢は、市の北西部に八溝山系が穏やかに連なる丘陵地帯で、南西部には愛宕山が位置し、北西部から東南部にかけ、おおむね平坦な台地が広がり、本地域の中央を涸沼川が北西部から東部にかけ貫流している。気候は、夏は気温も湿度も高く、冬は乾燥した晴天の日が多い太平洋型の気候となっている。

この立地条件を活かして、稲作を主体とする農業を展開し、利用権設定等による土地集積を図り、水稲栽培の面積拡大や花き栽培農家での施設園芸の導入が盛んとなっている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手中心に導入 して、地域として産地化を図ることとする。

また、日本有数の栗の産地として、生産拡大への取組を図り、農地の集積や担い手の確保、品質の向上及び地域ブランドの確立を推進していく。

さらに、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、 笠間農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努め るものとする。

2 本市の農業構造については、都心まで約100km圏内である交通網の利便性や水戸市など近隣主要都市の郊外都市としての発展等により兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である笠間地区などをはじめとして、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このため市では、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農地等を明確にした「地域計画」(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)を策定し、担い手の情報を共有し、地域の合意の下、対象となる担い手を明確にした上で、県、農地中間管理機構、市、農業委員会等の関係機関が一体になり、計画的、効率的に農地の集積・集約化の推進に努める。

3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に本市農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略を持って経営展開する中核経営体を育成し、併せて「地域計画」の策定を進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により、「地域計画」で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産構造の構築を目指す。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。さらに、新たな流通システムづくりや農産物の生産振興を進め、加工・販売部門の導入による6次産業化への取組を支援し、アグリビジネスの構築による農業経営の安定化を図る。

年間総労働時間主たる従事者1人当たり2,000 時間以内年間農業所得主たる従事者1人当たり490万円以上

4 本市の青年等新規就農者は、過去5か年において平均14人程度で推移しており、近年は横ばい傾向にあり、将来の本市の農業を担う若い新規就農者の確保・育成が重要な課題である。そのため、新たに農業を志す青年の就農から定着までを、常陸農業協同組合、笠間市農業公社、笠間地域農業改良普及センター、農業委員会等で組織する笠間地域就農支援協議会と笠間市農業再生協議会が連携し、きめ細かく支援し、その確保に努めていく。

なお、就農促進・支援については、近代的農業経営の確立を図るために活用できる知識 と技術を有する青年以外の者や農業法人等への雇用就農を目指す者を含め、幅広く支援し ていくものである。

また、新たに農業を営もうとする青年等が経営開始からおおむね5年後に達成すべき農業経営の目標水準は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術、経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準を勘案したものとする。

年間総労働時間主たる従事者1人当たり2,000 時間以内年間農業所得主たる従事者1人当たり250 万円以上

5 本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、常陸農業協同組合、笠間市農業公社、農業委員会、笠間地域農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、笠間市農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺

農家に対して上記の笠間市農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している本市農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員会による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、農地中間管理事業を柱にし、農地の集積・集約化を積極的に図り、規模拡大を推進する。

特に、近年増加傾向にある遊休農地については、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。また、集積が見込まれない点在している小面積の農地については、非農家及び定年就農を希望する者に貸し出すなど遊休農地の発生防止と解消に努める。

さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等については、早期の経営安定に向けた各種支援を集中的に講じられるよう、法第14条の4第1項の規定による「青年等就農計画認定制度」の普及に努める。また、青年等就農計画の認定を受けた青年等農業者(以下「認定新規就農者」という。)が、安定した農業経営を営めるよう、茨城県新規就農者相談センターの支援を得て、笠間市農業再生協議会や笠間地域就農支援協議会において総合的な支援を行っていく。計画期間の満了後も継続的に経営の改善に自ら取り組んでいけるよう、関係機関の連携の下、支援を行う。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれら経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話合いと合意形成を促進するため、農業を有する多面的機能の団体や地域運営組織等の設立を目指す。また、地域での話合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体や組織の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者や認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域において設立された特定農業団体及び特定農業団体に準ずる組織については、効率的な経営管理や利用権設定等が行える株式会社や農事組合法人など特定農業法人化への誘導を図る。

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、受託作業事業を行う常陸農業協同組合と連携を密にするとともに、受委託部会組織の強化を図って、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、笠間地域農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入、輪作体系の確立を推進する。また、環境保全型農業の確立のため、環境負荷の低減に向けた取組の促進を図るとともに、耕畜連携を図り、土づくり等を積極的に行っていく。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話合いの場に女性の参加を積極的に呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、 土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源 の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、 効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも法そ の他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協 力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、耕地の集積、汎用、担い手育成を目的に実施している農業競争力強化農地整備事業 (大渕地区受益面積 31.9 h a) や農業競争力強化農地整備事業 【農地整備事業 (経営体育成型)】 (石井来栖稲田地区受益面積 74.1 h a) の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、経営体育成を行う。

6 本市は、笠間市農業再生協議会において、認定農業者や認定新規就農者又は今後認定を 受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、ICT等の先進的技術の 導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び 農協支店単位の研修会の開催等を笠間地域農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。

また、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

併せて、近年増えつつある新規就農希望者に対する相談から就農定着まで、農業技術を習得する研修支援などを行うとともに、地域が主体となって行う取組を支援し、農家子弟を中心とした担い手確保に加え、Uターン者、企業やNPO法人を含む農外からの参入者、女性農業者や定年帰農者など、幅広く新規就農者の継続的な確保・育成を図る。

また、就農環境の向上など法人等における雇用就農者の確保・拡大を図る。

# 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの農業経営の指標

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における認定農業者の主要な営農類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する基本的な指標については、以下のとおりとする。

なお、全ての営農類型において、「家族経営協定」を締結し、経営方針の策定、役割分担の明確化、働きやすい就労環境の整備等に取り組むこととする。

#### 認定農業者の経営指標

#### 【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作 (水稲+飼料用米)	<経営面積> 水田 3,000a (うち借入地2,900a)	<経営の特徴> ・農地の集積による大規模 普通作経営	作業分散を考慮した 品種別作付計画を作 成する	家族経営協定を 締結して、就労 環境を整え、働 きやすい環境に
	<作付面積>         水稲 (主食用米)         1,800a         水稲 (飼料用米)         1,200a         <農業労働力>         基幹的従事者       1人         補助的従事者       1人         臨時雇用       0.5人	<主な資本整備>         トラクター70ps       1台         トラクター50ps       1台         田植機6条       1台         自脱型コンバイン6条刈り       1台         乾燥機50石       3基         フォークリフト       1台         トラック2t       1台         <土地利用、技術等>         ・農地中間管理事業による         農地集積を図る	計画的な農機具、施設の整備を行う さらなる規模拡大に向けて法人化を進め、経営基盤の強化を図る 青色申告の実施	する 臨時雇用労働力 を確保するともに、雇用条件 を整備し、常時 雇用導入を図る
2 普通作 (水稲+小麦+大豆+作業受託)	<経営面積> 水田 2,000a (うち借入地1,900a) <作付面積> 水稲 1,200a 小麦 800a 大豆 800a 大豆 800a 作業受託 水稲 1,000a (3作業以上・販売名 義・処分権有) <農業労働力> 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人	< 経営の特徴 > ・ 農地の集積及び麦、大豆を取り入れた大規模普通作経営	作業分散を考慮した 相種別作付計画を作 成する 計画的な農機具、 動の整備を行う 表、この平はののででである。 大豆を取り入間のでである。 大豆と、 、 大豆と、 大豆と、 大豆と、 大豆と、 大豆と、 大豆と、 大豆と、 大豆と、 大豆と、 大豆と、 大豆	家族経営ない。 家族結を整い環境を表示を 環境やする 雇用、臨を確保する 働力を確保する

		1		
3 施設野菜 (イチゴ)	<経営面積> 施設 30a	<経営の特徴> ・イチゴの専作経営	環境測定機器の導入 により、増収を図る	家族経営協定を 締結して、就労 環境を整え、働
	<作付面積> イチゴ 30a	<主な資本整備> パイプハウス・付帯設備	青色申告の実施	きやすい環境にする
	<農業労働力> 基幹的従事者 1/ 補助的従事者 1/ 臨時雇用 0.5/	環境測定装置 1台		雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する
		<土地利用、技術等> ・イチゴ栽培に適した水質 であるかを確認する		
4 施設野菜 (トマト)	<経営面積> 施設 40a	* ***	環境測定機器の導入 により、増収を図る	家族経営協定を締結して、就労
	<作付面積> トマト 40a	営     <主な資本整備>   鉄骨ハウス 40a	青色申告の実施	環境を整え、働きやすい環境に する
	<農業労働力> 基幹的従事者 1 / 補助的従事者 1 / 臨時雇用 1 /	環境測定装置 1台 炭酸ガス発生装置 2台 暖房設備 一式		雇用条件を整備 し、臨時雇用労 働力を確保する
		< 土地利用、技術等 > ・地下水位の高い場所での 栽培は避ける		
5 施設野菜 (キュウリ)	<経営面積>         施設       40a         <作付面積>       40a	わせたキュウリ専作経営	環境測定機器の導入 により、増収を図る 青色申告の実施	家族経営協定を締結して、就労環境を整え、働きやすい環境に
	促成キュウリ 40       40         抑制キュウリ 40       40         <農業労働力>       基幹的従事者 1 / 補助的従事者 1 / 臨時雇用 2 /	鉄骨ハウス40a環境測定装置1台炭酸ガス発生装置2台暖房設備一式潅水設備一式		する 雇用条件を整備 し、臨時雇用労 働力を確保する

6 果樹+水稲 (栗、水稲、飼料用米)	<経営面積>         樹園地       500a         水稲(主食用米) 300a         水稲(飼料用米) 200a         (水田借地       500a)         <作付面積>         栗       500a         <農業労働力>         基幹的従事者       1人         補助的従事者       1人         臨時雇用       0.2人	く経営の特徴> ・品種分散による労力分散・品種別出荷の徹底 く主な「アーヤー」を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	農機具、施設の耐用 年数以上の使用によ る減価償却費の削減 を図る 青色申告の実施	家 締 環 き す 雇 し 働 優 に 合 理 化 を 要 用 、 力 良 よ 男 化 を 屋 の 経 る の と の と の と の と の と の と の と の と の と の
7 果樹 (ブドウ)	<経営面積>       80a         <作付面積>       無加温ハウス 30a         雨よけ 50a       <農業労働力>         基幹的従事者 1人       1人         補助的従事者 1人       1人	<ul> <li>&lt;経営の特徴&gt;</li> <li>・直売主体のブドウ専作経営</li> <li>&lt;主な資本施設&gt;無加温ハウス 30a簡易被覆ハウス (雨よけ) 50a果樹棚 80aトラクター30ps 1台スピードスプレーヤー 1台乗用型草刈機 1台運搬車 1台運搬車 1台運搬車 1台運搬車 1台車売施設兼作業舎 1棟</li> <li>&lt;土地利用、技術等&gt;</li> <li>・欧州系品種を中心に短梢せん定平行整枝による種なし栽培を導入する</li> </ul>	巨峰、欧州系品種を 組み合わせるなど消 費者ニーズに対応し た品種を選定する 青色申告の実施	家には 家には 家には 家には 家には 家には でする でする でする では のは のは のは のは のは のは のは のは のは の
8 果樹 (ナシ)	<経営面積>         樹園地       150a         <作付面積>       80a         豊水       50a         あきづき       20a         <農業労働力>       基幹的従事者       1人         補助的従事者       1人	< 経営の特徴> ・露地ナシ専作経営  <主な資本整備> 多目的防災網 150a 果樹棚 150a トラクター30ps 1台 マニュアスプレッダー 1台 スピードスプレーヤー 1台 乗用型草刈機 1台 運搬車 1台 直売施設兼作業舎 1棟  < 土地利用、技術等> ・ジョイント仕立てを行い、 省力化を図る	新・改植を推進 早生から晩生品種までバランスよく構成し労力分散を図るとともに、気象災害のリスクの低減を図る 青色申告の実施	家族結境を 協成就働 に を が環境を を を を を の の の の の の の の の の の の の の の

		T	T	
9 施設花き+露地花	<経営面積>	<経営の特徴>	農機具、施設の耐用	家族経営協定を
き	普通畑 100a	・電照栽培を中心に作型を	年数以上の使用によ	締結して、就労
(小ギク+輪ギク)		組み合わせて長期に出荷す	る減価償却費の削減	環境を整え、働
	<作付面積>	る小ギク+輪ギク主体の経	を図る	きやすい環境に
	輪ギク5・6月出荷	営		する
	20a		綿密な作業計画づく	, 3
	小ギク 7・8 月出荷	<主な資本整備>	りによる作業分担の	雇用条件を整備
	30a	X	明確化	し、臨時雇用労
	小ギク 9・10 月出荷	トラクター30ps 1台	ウ14年1日	働力を確保する
		_	まな中生の安佐	割刀を催休する
	30a		青色申告の実施	
	輪ギク 11・12 月出荷	軽トラック 1台		
	20a	電照設備 一式		
	<農業労働力>	<土地利用、技術等>		
	基幹的従事者 1人	・電照栽培においては、花		
	補助的従事者 2人	芽分化の確認により適切な		
	臨時雇用 2人	電照を実施し、需要期の出		
		荷率を高める		
10 施設花き	<経営面積>	<経営の特徴>	高品質切り花の生産	家族経営協定を
(切花)	〜性呂面領/   耐候性ハウス 70a	・施設の効率的利用の推進	日間   日間   日間   日間   日間   日間   日間   日間	締結して、就労
(9)16)	IMI   KILL ハソハ   TUA	・施設の効率的利用の推進しと所得向上	と単価商別り化販売   を目指す	
	/ 佐井子建へ	こ別待門上	で 月1日 9	環境を整え、働きのよい環境に
	<作付面積>	✓ → 4、1/17	北京然和日本15-1	きやすい環境に
	カーネーション 30a	<主な資本整備>	栽培管理日程を作成	する
	トルコギキョウ 40a	耐候性ハウス 70a	し、熟練した管理作	
		トラクター30ps 1台	業による品質向上	雇用条件を整備
	<農業労働力>	土壌消毒器  一式		し、臨時雇用労
	基幹的従事者 1人	温室の二層カーテンと遮光	施設の減価償却の軽	働力を確保する
	補助的従事者 4人	資材 一式	減と施設利用効率の	
	臨時雇用 0.3人		向上による施設花き	
		<土地利用、技術等>	経営の安定	
		・適切な温湿度の管理によ	,	
		る品質の向上を目指す	青色申告の実施	
11 酪農	/奴勞工律/	<経営の特徴>	高い産乳量を維持す	家族経営協定を
11 陷辰	<経営面積>			•
	普通畑 750a	・経産牛1頭当たり年間泌	るため、個体管理を	締結して、就労
	(うち借入地 300a)	乳量 8,200kg 以上の高い能	十分行う	環境を整え、働
	A- 37 1-110. 17 17 141.	力を持つ牛を飼養する		きやすい環境に
	<飼養規模・作付面積>		飼料作物の基幹作業	する
	総飼養頭数 98頭	<主な資本整備>	は、共同機械を利用	
	うち経産牛 60頭	搾乳牛舎 470 m²	して、減価償却費の	ヘルパーを月 2
	常時搾乳牛 51 頭	育成牛舎 45 m²	削減を図る	日間導入し、他
	飼料畑 750a	堆肥舎 680 ㎡		産業並みの労働
		バンクリーナー 1式	良質自給粗飼料(WCS	時間の実現を図
	<農業労働力>	パイプラインミルカー 1式	含) の安定生産	る
	基幹的従事者 2人	バルククーラー 1式		
	補助的従事者 1人	トラクター70ps 1台	青色申告の実施	
		トラクター50ps 1台		
		マニュアスプレッダー		
		1/3 台		
		バキュームカー 1/3 台		
		コーンハーベスター 1/3 台		
		モアーコンディショナー		
		1/3 台		
		ロールベーラー 1/3台		
		~ [. Lib Zi] [T]		
		<土地利用、技術等>		
		・飼料自給率 40%確保のた		
		め、750a にとうもろこしと		
		イタリアンライグラスを作		
		付		

12 肉用牛 (繁殖+水稲+飼料 用稲+飼料作物)	<経営面積> 水田 200a 普通畑 50a	<経営の特徴> ・肉用牛繁殖に耕種部門を 組み合わせた耕畜複合経営	高い繁殖管理技術を 身につけ、事故率 2%以内に抑えて、1	家族経営協定を 締結して、就労 環境を整え、働
	< 飼養規模・作付面積> 飼養頭数 (成雌牛) 24 頭 飼料用米 100a WCS 用稲 100a 飼料用トウモロコシ 30a イタリアンライグラス 20a < 農業労働力> 基幹的従事者 1 人補助的従事者 1 人臨時雇用 0.5 人	コーンプランター 1/5 台 コーンハーベスター 1/5 台 ライムソアー 1/5 台 マニュアスプレッダー 1/10 台 田植機 4 条 1 台	年1産を目指す 飼料作物の基幹作業 は、共同機械を利用 して、減価償却費の 削減を図る 水稲の収穫から調製 作業は、委託する 青色申告の実施	きする やする ・ルパーを ・ルパーを ・用を ・ルパーを ・単し、 ・労・図る ・現を図る
13 養豚	< 飼養規模 >		高い肥育管理技術を 身につけ、事なよ うに努める 飼料用米の導入等、 新たな付加価値の創 出を図る 飼養衛生管理基準に 基づくる 青色申告の実施	家締環きす へ労しの現を労働に 用入み実

### 【集落営農組織】

【未俗百尺 <sup>1</sup> 10 N				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
	経営規模  <経営面積> 水田 6,000a  <作付面積> 水稲 (主食用米)  、稲 (詞料用米)  1,500a 小麦 1,500a 小麦 1,500a 大豆 1,500a 作業受託 水稲 1,500a (3 作業以上・販売名 義・処分権有)  <農業労働力> 基幹的従事者 3人 補助的従事者 3人	<経営の特徴> ・おおむね1集落内の農家 から農地管理、機械作業を 委託された担い手農家3軒 による集落営農経営<主な資本整備> トラクター70ps トラクター50ps 日柏機6条 自脱型コンバイン6条刈り 1台 1規用コンバイン 1、1台 乗用管理機 乾燥機50石 フォークリフト	経営管理の方法 作業分散を考慮した 品種別作付計画を作成する 計画的な農機具、施設の整備を行う 構成員の役割分担の明確化に努める 組合の法人化を進め、経営基盤の強化を図る 青色申告の実施	農業従事の態様組合の法人化により就労環境を整える
	州功时促事有 3 八			

#### 2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に認定農業者が取り組んでいる優良事例等を踏まえつつ、本市における認定新規就農者の主要な営農類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する基本的指標については、以下のとおりとする。

# 認定新規就農者の経営指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作	<経営面積> 水田 1,500a <作付面積> 水稲(主食用米)900a 水稲(飼料用米)600a	<経営の特徴> ・親族からの継承を前提とした普通作経営 <主な資本整備> トラクター 1台	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離を行う 青色申告の実施	農繁期における 臨時雇用者の確 保による過重労 働の防止 農繁期において
	ANIII (MATINIANI) GOOD	コンバイン 1台 乾燥機 1台	財務分析による経営 診断の実施	も週1日程度の 休暇を取得
2 施設野菜 (イチゴ)	<経営面積> 施設 15a	<経営の特徴> ・イチゴの専作経営	資金繰り、返済計画 の作成と実行	
	<作付面積> イチゴ 15a	<主な資本整備>         パイプハウス       15a         育苗ハウス       1棟         ウォーターカーテン       一式         炭酸ガス発生装置	労働力確保や農作業 環境の改善など労務 管理の実施	
3 施設野菜 (トマト)	<経営面積> 施設 20a	<経営の特徴> ・トマト専作経営		
	<作付面積> トマト 20a	<主な資本整備>         パイプハウス       20a         潅水設備       一式         暖房設備       一式         トラクター       1台         動力噴霧器       1台		
4 露地野菜 (ネギ)	<経営面積> 普通田 70a	<経営の特徴> ・ネギ周年栽培		
	<作付面積> ネギ 70a	<主な資本整備>         育苗ハウス       1 棟         トラクター       1 台         ネギ移植機       1 台         動力噴霧機       1 台         ネギ皮剥き機       1 台		

5 果樹+水稲 (栗、水稲、飼料用米)	<経営面積>         樹園地       250         水田       250         <作付面積>       栗       250         水稲(主食用米)       150         水稲(飼料用米)       100	<ul><li>・品種別出荷の徹底</li><li>&lt;主な資本整備&gt;</li><li>a スピードスプレーヤー 1台</li><li>a 運搬車</li><li>1台</li></ul>	農機具、施設の耐用 年数以上の使用によ る減価償却費の削減 を図る 青色申告の実施	雇用条件を整備 し、臨時雇用 働力を確保する 優良品種の導入 により、経営 合理化を図る
6 果樹 (ナシ)	<経営面積> 樹園地 70 <作付面積> 幸水 40 豊水 20 あきづき 10	<主な資本整備>         多目的防災網       70a         果樹棚       70a	新・改植を推進 早生から晩生品種までバランスよく構成し労力分散を図るとともに、気象災害のリスクの低減を図る 青色申告の実施	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する
7 露地花き (小ギク)	<経営面積> 普通畑 50. <作付面積> 小ギク7~10月出荷 50.	る小ギク主体の経営 <主な資本整備>	農機具、施設の耐用 年数以上の使用によ る減価償却費の削減 を図る 綿密な作業計画づく りによる作業分担の 明確化 青色申告の実施	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する

<sup>※</sup>農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

<sup>※</sup>機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

<sup>※</sup>家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

#### 第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、茨城県農業経営・就農支援センター、笠間地域農業改良普及センター、常陸農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、生活や農地・農業機械の取得などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

#### 2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、笠間地域就農支援協議会の関係機関は、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立ち上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて、相談対応や他の農家等との交流の場を設けるなど、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施する。

新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### 3 市及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有

就農に向けた情報提供や就農・雇用先の相談については市及び茨城県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については茨城県農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては笠間地域農業改良普及センター、常陸農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、笠間市農業公社など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

上記に掲げた機関・団体が各々就農相談を受けた場合は、入手した個人情報の適切な管理に努めながら、必要な情報を共有するものとする。

# 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標については、茨城県が2013年度の基準農地集積率26.2%を10年後に2.5倍にするとの方針から2023年度に66%とする目標を設定しており、農地の集積・集約化を図り所得向上を目指す意欲的な農業経営体へ県と市町村が一体となって重点的に支援する施策の展開による政策誘導効果を加味し、7年後の2030年度も66%と設定した。本市においても2018年度の基準農地集積率18.3%を茨城県の目標を引用し、担い手への農地集積率の目標を45.8%に設定する。

#### 2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の集積にあたっては、「地域計画」の策定により地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業を活用した推進を図る。

#### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、集落営農組織や認定農業者、認定新規就農者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間地域である笠間地区の一部などをはじめとして、農業就業人口の高齢化及 び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化 したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅 れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

#### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため各種の施策・事業の実施を図っていく。

#### (3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地や「地域計画」を基に、貸付け等の意向のある農地や耕作者が不在となるおそれのある農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、常陸農業協同組合、笠間市農業公社、土地改良区等が連携して地域の施策・事業等の推進を実施する。

#### 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、茨城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、「地域計画」の策定を通じ、農業経営基盤の強化を促進する事業として、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画の策定及び利用権の設定等を促進する事業
- ② 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に 規定する農地中間管理事業及び法第7条に規定する農地売買等事業等(以下「特例事業」 という。)の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施する ものとする。

#### 1 地域計画の策定及び利用権の設定等の促進事業に関する事項

地域計画の策定に向けた協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報やホームページなどに加え、地域の農業者や地権者の集まりなどでも周知を図るものとする。

参加者については、農業者、地権者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、常陸農業協同組合、笠間市農業公社、土地改良区、県などの関係者とし、協議の場において、その地域の農業者と地権者の合意形成が図れるよう調整をするものとする。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を笠間市農政課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条の活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、笠間市農業公社、常陸農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいた利用権の設定等について、進捗管理をするものとする。

なお、地域計画が策定されるまでは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第56号)附則第5条第1項に定める経過措置により従前の例による農用 地利用集積計画の策定を行う。

#### 2 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

- (1)本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う茨城県農林振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2)本市、農業委員会、常陸農業協同組合、笠間市農業公社は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

#### 3 農用地利用改善事業の実施の促進に関する事項

(1)農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位として区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4)農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に 関する事項
  - カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかに するものとする。

#### (5)農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)参考様式第6-1号の農用地利用規程認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
  - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の 掲示場への掲示により公告するものとする。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の 集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の 申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等 を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受 けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7)農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8)農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に 努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、笠間地域農業改良普及センター、農業委員会、常陸農業協同組合、笠間市農業公社等の指導及び助言を求めてきたときは、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

## 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業 の実施の促進に関する事項

(1)農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには 利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準 の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1)農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携本市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
- ア 本市は、農業農村整備管理事業計画に基づき、農業生産基盤整備・農村整備・農地等保全管理の促進を通じて、米育苗乾燥共同機械施設・野菜集出荷施設等の農業近代化施設、また農産物の出荷網等を整備し地域振興に資するとともに、農業環境の改善を図り農業経営の効率化・安定化を図る。
- イ 本市は、笠間市水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、各地区で実施しているブロックローテーションや面的な広がりで田畑転換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。
- ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤 強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

#### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、笠間地域農業改良普及センター、常陸農業協同組合、笠間市農業公社、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、常陸農業協同組合、笠間市農業公社及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、笠間市農業再生協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

#### 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、茨城県知事の同意があった日から施行する。